

# 基礎・地盤説明書（小規模建築物用）

地盤調査実施者（設計者）

資格（) 建築士（) 登録第

記入例

氏名  印

建築場所

建築物の名称

調査年月日 平成  年  月  日

設計した日が妥当

【この説明書の取扱い】

建築確認時には、諸事情から現位置の地盤調査報告書の提出がされないものについて、令第93条ただし書の適用により試験その他の方法によって設計地耐力の考察を記載させるものです。

調査

- ① 計画宅地と周辺の状況 既存建築物  有り  無し  
計画宅地の状況  平坦  高低差有り(H= m)  
隣地との高低差  有り(H= m)  無し
- ② 基礎形状 直接基礎(  べた基礎  布基礎 )  
基礎底部の位置(地盤面からの深さ  25 cm) 根入れ(  15 cm)  
立上り部分(  40 cm) 立上り部分の厚さ(  15 cm)
- ③ 設計地耐力  30 kN/m<sup>2</sup> ( 長期 )

※構造計算を行わずに告示仕様とする場合は、20kN/m<sup>2</sup>以上30kN/m<sup>2</sup>未満ではべた基礎、30kN/m<sup>2</sup>以上ではべた基礎又は布基礎を採用できる。(平成12年建設省告示第1347号)

- ④ 調査方法  試験掘り及び目視確認  
 近隣データ ※地層構成、支持層、地盤の特性値が判断できるもの  
 その他(  )
- ⑤ 再調査の場合の措置  着工までに地盤調査を行い地盤支持力確認後の報告とします。なお、設計地耐力未達となる場合は、基礎の仕様変更、建築物の沈下の検討、又は地盤改良、地盤補強等の対策を実施します。  
再調査後は本構造設計者にて検討します。  
※基礎の仕様変更は計画変更該当する場合があります。

調査結果

- ① 地盤の許容応力度  30 kN/m<sup>2</sup> (地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度)  
※設計地耐力(③の数値)以上とする必要があります。
- ② 地耐力算出根拠  粘土質地盤(20kN/m<sup>2</sup>以下) ※施行令第93条ただし書の表による  
 砂質地盤(地震時に液状化の恐れが無いものに限る、50kN/m<sup>2</sup>以下)  
※施行令第93条ただし書の表による  
 その他(  )

※本様式は次の3条件を満足する小規模建築物を対象としています。

- 1 地上3階建て以下、建物高さ13m以下、軒高9m以下、延べ面積500m<sup>2</sup>以下
- 2 基礎部分が鉄筋コンクリート造の直接基礎形式(くい基礎形式は除く)
- 3 基礎の構造設計を行う場合は、許容応力度設計法による

※調査方法を平成13年国土交通省告示第1113号第1号に規定される方法とする場合は本様式は使えません。別途基礎・地盤説明書を作成する必要があります。